

決算審査特別委員会記録

<水環境・森林・景観環境部、食と農の振興部、警察本部>

開催日時 令和2年10月12日(月) 10:02~13:52

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

小泉 米造 委員長

佐藤 光紀 副委員長

小村 尚己 委員

樋口 清士 委員

浦西 敦史 委員

大国 正博 委員

奥山 博康 委員

猪奥 美里 委員

和田 恵治 委員

中村 昭 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事

山下 総務部長

梶田 水循環・森林・景観環境部長

杉山 食と農の振興部長

遠藤 警察本部長

奥田 会計管理者(会計局長) ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事 議第76号 令和元年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分
及び決算の認定について

議第83号 令和元年度奈良県歳入歳出決算の認定について

報第32号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

<会議の経過>

○小泉委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

なお、本日、2名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。

それでは、日程に従い、水資源・森林・景観環境部、食と農の振興部及び警察本部の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項を含めて質疑等があれば、ご発言をお願いいたします。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑に対して明確かつ簡潔に答弁をしていただきますようお願いいたします。

それでは、ご発言をお願いします。

○樋口委員 よろしく申し上げます。

私からの質問は、4点です。

まず、1点目ですけれども、令和元年度主要施策の成果に関する報告書の120ページにあります次世代スマート農業普及推進事業についてです。

農業の生産力向上に向けて、今後、機械化なり、その整備を含めたICT化については、農業に限らず、全ての産業に関わるどころの話です。基礎的な要素、必要条件になりつつあるのかと思うのですが、奈良県では現在、どのような方針でこの取組を進めておられるのか。具体的にどういったところを中心に進めておられるのか、また、その成果としてどういうものが出てきているのかをまずお聞かせください。

○田中農業水産振興課長 スマート農業の展開につきましては、スマート農業技術の実証とスマート農業を指導できる普及指導員の育成が必要だと考えています。スマート農業技術の実証につきましては、例を挙げますと、イチゴ栽培で施設内の環境整備を行い、最適な生育環境を実現するためのデータの測定に取り組んでいます。水稻を中心とした集落営農においては、ドローン等による直播栽培や薬剤散布等、新たな営農体系技術を検証しています。ハウス柿施設におきましては、温度や水等の環境を複合的に整備する機器を導入し、スマートフォンでの遠隔操作による、かん水の実証等を実施しています。

また、普及指導員の育成につきましては、スマート農業に関する基礎知識や複合環境制御を学ぶ研修会を実施したり、ドローン等のスマート農業機械等の企業展示会を実施しています。さらに、県職員の一層のスキルアップを図るために、中堅並びに若手職員を中心に勉強会を行っています。スマート農業を広く現場普及するためには、やはり一企業体の評価を上げるということも必要かと思っています。このために、農地を集約・

集積して高収益作物の導入を推進する、例えば、特定のイチゴの取組を通じてスマート農業を積極的に普及推進していくことを考えています。

○樋口委員 広く県内の農地に広げていこうという考えや、方針はよく分かりましたし、それをモデル的に進めていくべき地区、それと今導入可能な技術をどんどん入れていくという取組については、一定の評価をさせていただきます。

成果の部分で、令和元年度末の段階で、導入可能な農家や営農者について、既に技術導入している割合は把握されているのでしょうか。

○田中農業水産振興課長 今、実証を進めているところですが、ドローンについては、薬剤散布等で実用化されているものがあります。複合環境整備につきましては、今後実証する段階なので、今どれだけ実用化されているかは分かりません。

○樋口委員 現状がどうなっているのかと、どこに具体的な目標を置いて進めていくのかについては、目標値を設定して考えていただく必要がある。それを進めていこうと思うと、現状がどうなのかについても把握していただかないといけないので、その点よろしくをお願いします。ICT技術の導入には様々な段階があって、生産現場での環境整備の技術、もう少し大きく見れば、生産管理あるいは経営管理についても、広域的に物事を見て、例えばブランド化されれば、全体としての価格統制も含めて、全体の生産管理を行うこともおそらく可能になってきますし、しなければならぬでしょう。いつ頃までにどの段階のものをどの地域で入れていくのか、ということも含めて目標設定しながら取り組んでいただきたいと思います。これは、しっかり考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、122ページに地域農業担い手確保支援事業があります。これは、昨年度からスタートされている「人・農地プラン」の実質化の取組だと思います。このプランを作成した地区数は、令和元年度の実績として35地区と上げられていますけれども、これは県内の対象に成り得る集落数に対してどれぐらいの出来高になっているのかについて、まず、お聞かせいただけますでしょうか。

○田中担い手・農地マネジメント課長 令和元年度に35地区で「人・農地プラン」が作成されましたが、令和元年度と令和2年度で420地区あまりを計画していきまして、残りにつきましては、今年度の作成を目指して、市町村長に対してしっかり働きかけを行い、広報等を行っていきます。

○樋口委員 420地区というのは、県内全ての集落を示しているのか、あるいは令和

2年度までに完了するべき目標地区として上げられた数字なのかどちらですか。

○田中担い手・農地マネジメント課長 農林業センサスによると、奈良県内の集落数は約1,400ほどです。そのうち、令和元年度、2年度で420地区で取り組んでいます。残りにつきましても、市町村の意向等を踏まえまして、「人・農地プラン」の作成を働きかけていきます。

○樋口委員 全ての地区でプランを作成されて方針が決定されていることが、本来目指されるべきところだと思いますので、可及的速やかにプラン作成を進めていただきたいのですが、実質化が行われている地区と現在行われていない地区はプラン作成の中で明確になるのか。逆にプラン作成の前に、検討が続くということになるのか。その辺りは私も、よく分からないところがありますが、今、取り組んでいる420地区については、全て実質化が可能と判断されている地区であり、具体的なプラン作成に取り組んでいるのでしょうか。

○田中担い手・農地マネジメント課長 420地区につきましても、市町村に調査して、実質化が可能と上がってきたところをカウントしています。プラン作成が進んでいるところ、少し遅れているところがありますけれども、遅れているところにつきましても、県でしっかり働きかけをしています。今年度中に420地区の目標を達成したいと考えています。

○樋口委員 目標設定を考えると、2つの考え方があると思います。1つは実質化していく地区を増やしていくことです。1,400ほどの地区の中で、どれだけの地区が実質化していくのか、そのスピードを上げていくことが一つの目標に成り得ると思います。もう一つは、地区の中でも担い手のいる農地面積がどれだけの割合を占めているのかということです。50%以上は実質化されているという判断が出てしまい、それでいいのかということもあります。全部の地区で実質化を達成しても、一番下の数値でいけば50%、半分の農地しか動かないという話になるので、この数値をいかに上げるかということも目標になる。各地区で担い手のいる農地面積を増やしていくということと、そういったプランを作成している地区をできるだけ増やしていくということの両方をにらんで取組を進めていただきたい。プラン作成ということに関しては、着々と進めていける部分もあると思いますが、どのようなインセンティブがあれば、さらに動くのだろうか。もう一つの目標の、担い手のいる農地を増やすことは、なかなか難しい問題になってくるかと思いますが、これについても、どのようなインセンティブを提供して

いくのか。この辺りについては、農政全体の話として、個別にいろいろな取組はされていますが、どういった取組が効くのかも見極めながらご検討いただきたい。プランを作成して終わりではないと思います。その後のフォローについて、いろいろな手だてを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、3つ目ですが、124ページにNAFICの運営ビジョンの話があります。特に、フードクリエイティブ学科の定員がなかなか満たされていないところが、これまでもいろいろな議員からも指摘があったところかと思いますが、定員20人に対して令和元年度の入学者数は何人でしょうか。

また、これまでどのような方が入学されているのか。高校を卒業した新卒者が入学しているということなのか。あるいは、どこかで調理師として働いていた方が来られているのか。その辺りの構成も含めて、お答えいただけますでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） フードクリエイティブ学科の令和元年度の入学者は15名でした。

○樋口委員 15名の中で、どういった方が入学されているのか。高卒で来られている、あるいはどこかで働いてから来られている、調理師をどこかで経験しながら来られている、その辺りの構成をお教え願えますか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） ここ3年ほどの傾向としましては、7割が高卒者となっています。残りが社会人経験者ということで、社会人経験者は20代から60歳を過ぎた方まで幅広くいらっしゃいます。

○樋口委員 NAFICとしては、両方をにらんで募集されて受け入れているのですね。実際に調理現場の経験がある方と、全くそういった経験がない方が同じカリキュラムで教育を受けているのでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 現時点では、同じカリキュラムとなっています。

○樋口委員 NAFICのフードクリエイティブ学科の人材育成の方針について、どういった人材を育成しようとされているのか。要は、調理技術を確実に身につけさせるというところで行っているのか、あるいは、さらにその上を目指していくところで行っているのか、どのレベルで考えているのか。NAFICを卒業しても、調理師免許が取れないですね。ここを卒業しても、調理師免許を取ることができないという制約がある中、どこを目指して人材育成されているのか。この辺りはいかがでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） NAFICにつきましては、基本的には、既に調理師の免許を持っている方を含めまして、県内等で開業していただいて、農業も分かる、食の担い手や料理人を育成することを目指していますので、そういう形で、食と農に理解のある高度な技術、経営力を持った料理人を輩出していきたいということで進めています。

○樋口委員 学生を募集することに関しては、具体的にどこに向けてPRをされていますか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 社会人等につきましては、広くホームページや専門雑誌、電車の車内吊り広告等も含めて、様々なメディアを通してPRしています。一方で、先ほども申しましたように、将来に向けて、奈良で開業したいが、一旦は就職する形で料理の道を目指す学生もいますので、高校等への訪問やオープンキャンパスを開催し、様々な形で幅広く学生募集を行っています。

○樋口委員 例えば、調理師学校、育成の機関といった具体的な場所に対してPRされていますか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 調理師専門学校を特段の対象とするのではなく、そこも含めて幅広くPRしています。

○樋口委員 要は、どういった人に来てもらいたいかということを考えたときに、一定の調理技術を持っている方を対象にしていくことも、非常に大事な部分だと思います。そういった学校を卒業された方、あるいは飲食店を営まれている方、そこで働いている方に訴求していくようなPRの方法、募集の方法というのを考えていく必要があると思います。

それと、技術の有無にかかわらず、今は同じカリキュラムということについては、果たしてそれで満足度はどうなのだろうか。今は2学科ですけれども、フードクリエイティブ学科の中にコース制を設ける、あるいはカリキュラムの選択制を設ける等、授業料を一律にするのであれば、いろいろな工夫が必要だと思います。どのレベルの人材を育成するかによって、そこは切り分けていかないと、ある人にとっては少し物足りないというところで終わってしまう。既にこのことは知っているといったところから、もう一回やらなければならないということにもなりますし、ある人にとったら、ここを先に覚えさせてほしいということ等、学生のレベルに合わせていろいろ考えていく必要があるのではないか。そのような内容を考えていただくことと、アウトリーチを踏まえた募集、

PRの方法というのを考えていただくことで、人員確保を達成していけるのではないかと
ということと、学生の満足度を上げていき、その次のステップへつなげていくことが可
能になってくるのではないかと思いますので、ぜひ、ご検討いただきたい。

最後、4点目は林業の話です。県産材の利用推進と県産木製品の開発及び販路開拓と
いうことで、報告書の131ページから133ページに様々な取組が並べられています。
令和元年度重点課題に関する評価の中で、令和6年度までに木材生産量を25万立法メ
ートルにするといった目標を掲げていて、実際の推移を見ていると、平成30年度につ
いては前年度比で2万立法メートル強減少というような結果になっている。6月定例会
でもこの件も含めた質問をされた議員もおられて、A材の生産量の伸び悩みが原因と答
弁されていましたけれども、A材が伸び悩んでいる要因は何なのか。今、把握されてい
るものについて、分かっているものがあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

○三浦奈良の木ブランド課長 A材は建築用材として使用されている材です。現在、住
宅の需要が人口の減少とともに落ち込んでいまして、全国的にA材の需要が減少してい
ます。本県におきましても、同様の傾向に陥っている状況だと認識、把握しています。

○樋口委員 全国的な流れとのことですが、そのような逆風にもかかわらず伸ばしてき
ている、あるいは、現状を維持している都道府県は全くないのでしょうか。

○三浦奈良の木ブランド課長 各都道府県でいろいろな取組をされていまして、その状
況につきましては、現在、当部で情報収集しています。A材の状況につきましては、住
宅は先行きが厳しいものがあると認識、把握していますが、例えば、新たな需要開拓、
販路開拓について考えていらっしゃる場所もあると思いますので、そういったところ
は参考にさせていただきたいと考えています。

○樋口委員 奈良県材の競争力がどこで発揮できるのかについて、強み弱みがあると思
うのですが、その強みを発揮できるマーケット、要はどこに使うかというところをうま
く発展させられなければ、先行きが暗いと感じています。全国的な傾向がある中で、目
標を達成していくことを考えますと、他の地域に勝たなければならないので、特に競争
力をどこで発揮できるのかということが非常に大事なポイントになってきます。

マーケティングが先に出てきても良いと思います。県産材海外販路拡大事業で専門家
から情報収集すると書かれていますが、今、国内の需要はどこで生み出せるのか、商品
を作成するに当たって、県産材がうまく活用できる見込みがあるのかというところを見
極めていただく必要がある。市場から逆に生産の方へたどっていく物の考え方も、まだ

まだ必要なのではないかと思います。

その辺りの分析について、今、全国比較を行っているとのことですが、ニーズ発掘に対しての取組について、現状はどのようになっているのでしょうか。

○三浦奈良の木ブランド課長 平成27年度に奈良県林業・木材産業振興プランを策定して、「A・B・C材全てを搬出して、多用途に展開する林業」への転換を目標に掲げてまいりました。現状、B材、C材の伸びは認められるところですが、A材につきましては樋口委員ご指摘のとおり、全国的な傾向と同じく、本県でも苦戦している状況です。

ただ、本県の建築用材、製材品につきましては、従来、高級用材として、例えば和室等でお使いいただけるような材を中心に流通してきたと認識しています。それに対して、一般用材の供給も考えて、ファンドを開拓していく必要があると認識していますので、その点の研究・検証をひとえに努めて参ります。

○樋口委員 一般用材としての活用が、実は一番競争の厳しいところかと思うので、そこは頑張らなければならないのですが、高級用材としてどのように活用できるかということもあわせて考えていかなければならない。

A材の生産量が増えないと、B材、C材の供給もなかなか増えていきません。間伐材でB材、C材を使うということなら分かりますが、A・B・Cがワンセットであれば、A材が売れなければ、B材、C材の供給に関わります。今、いろいろ考えられていて、なかなか答えが出てこないということが実態だろうと想像はしますが、さらなる取組をよろしく願います。奈良県は森林県ですので、そこでいかにお金をもうけるかというのを、これはまさに、地域の活性化の根源でもあるので、ぜひ願います。

○今井委員 質問させていただきます。

1つは、今、平群町で問題になっていますソーラーパネルの問題です。これは本会議でも取り上げましたけれども、平群町櫛原の山林に48ヘクタール、甲子園球場の12.5個分の土地にメガソーラーを設置する計画に対して、県は昨年11月2日に林地開発の許可をしています。先日、現地を視察しました。信貴山のすぐ近くで大和平野が下に広がる風光明媚なところです。その地には、古くからの集落があり、下には緑ヶ丘、椿台、若葉台と約2,000戸の新興住宅ができています。山が切り開かれてメガソーラーができれば、大雨が降ると土砂災害が起こるのではないかと住民は心配していました、この計画に反対されています。県は、許可するに当たって、水害対策についてどの

ように考えているのかお伺いします。

林地開発許可制度の手引きによりますと、許可条件を付することができるかとされていますけれども、県は許可をするに当たってどのような条件をつけて許可しているのかについてもお尋ねします。

○内田森林整備課長 平群町櫟原地内のメガソーラーの建設計画にかかる水害対策についてですが、個別の案件の内容につきましては差し控えまして、一般論として、林地開発制度について説明させていただきます。

林地開発許可に当たりましては、森林法第10条の2第2号により、土砂の流出または崩壊その他の災害や水害を発生させるおそれがないことを確認することとなっています。水害に係る洪水調節池の設置につきましても、森林法に基づき国が定めた開発行為の許可基準の運用細則で規定されていまして、洪水調節容量につきましても、開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることが基準で設けられています。

これに基づきまして、県では林地開発許可制度の手引きを定め、技術的には県土マネジメント部河川整備課の指導によることとしています。具体には、原則30年確率で想定される雨量強度、ただし市街化調整区域におきましては50年確率で想定される雨量強度を用いて容量が計画されているのかどうかなどについて審査を行い、許可基準を満たしていることを確認した上で許可しています。

もう1点の櫟原のメガソーラー計画につきましても、許可条件はどのようなものかという質問ですが、これにつきましても一般的なことではありますが、この防災施設に関しましては、先行して調整池を施工することとする許可要件をつけています。

○今井委員 50年確率で想定されているということですが、具体的な雨量としてはどれぐらいの想定をされているのかお尋ねします。

○内田森林整備課長 50年確率の降雨量ですが、国や河川整備課の基準に基づきまして算出しますと、大和川流域における雨量強度は時間雨量154.77ミリメートルとなっています。

○今井委員 事業を開始する前に、開発企業が既に6社も変更されていることについて、住民が大変不信を抱いています。説明会のときに聞いた電話番号に電話をかけたところ、普通であれば、向こうから会社の名前を言うのですが、「どちらにおかけですか」と尋ねられまして、会社名も名乗らなかったとのこと。調べましたところ、東京都港区

のマンションの一室に690社が登録されていることが判明しました。住民が不安を覚えるのは、当然ではないかと思えます。

林地開発許可制度の手引きによりますと、監督処分として、偽りその他不正な手段により許可を受けて開発行為を行った場合、知事は、開発行為の中止や復旧を命ずることができるかとされています。こうした森林開発許可制度は、開発行為によって破壊された森林の機能の回復は困難であるため、開発行為を行う者の権利に内在する当然の責務という観点で創設された制度だと明記されていますが、もし、何か問題が起きたときには、こうした手引きにのっとり、しっかり対応していただけるのかお尋ねします。

○内田森林整備課長 林地開発許可の許可地の案件につきましては、計画どおり実施されているのか、あるいは許可条件どおり実施されているのかにつきましては定期的なパトロールによって適正な施工を求めています。その点で、適切に指導監督を行ってまいります。

○今井委員 ぜひ、きっちりと見ていただきたいと思えます。

9月に開かれた奈良県森林審議会の中で、委員から次の発言がありました。大規模な太陽光発電施設設置については、自然環境保護の観点から環境影響評価の対象にするなど審査の対象になるように検討していただきたい。それからもう1点、林地開発審査会で審議する基準として開発面積が10ヘクタールとなっているが、防災の観点から例えば5ヘクタールとするなど、もう少し小さい面積になるように検討していただきたいという意見が出ていますが、県はどのように考えているのかお尋ねします。

○内田森林整備課長 審議会の中でいただきました意見につきましては、参考にしながら今後検討していきたいと考えています。

○今井委員 一般に、森林は開発されると復旧することが非常に困難ですし、かつてない想定外の自然災害が頻繁に起こっている状況ですので、奈良県の景観や自然を守るためにも、そうした対応は、きちっとしていただきたいということをお願いします。

次に、食と農の振興部に、ときのもりについてお尋ねします。

東京都の白金台に県がアンテナショップとして出していたレストランが今年の3月で閉店しています。このレストランにつきましては、監査結果報告書にも意見が述べられています。県が生産直売のイメージアップ、ブランド力向上を目指すアンテナショップとして、事業目標の達成、事業効果の確保を図るため、あらかじめ事業目標、効果測定指標を定めた上で事業の評価を適切に行い、PDCAサイクルを十分機能させる必要が

あると書かれています。言い換えれば、こうした目標設定をされないままに、事業が行われたのではないかと思いますけれども、どうして、こういうことになったのかお尋ねします。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） ときのもりの目標としましては、食のイメージアップ、PRを目指して、魅力発信の拠点という形でアンテナショップレストランとして展開してきたものです。なお、提案者からの事業目標について、それが達成できなかったことについては反省して、次の奈良まほろば館の新拠点に生かしていきたいと思っています。

○今井委員 今、提案者の事業目標と言われましたが、あらかじめ事業目標を定めた上で書いてあるということは、事業目標を定めていなかったのではないかと受け止めますが、その辺りはどうでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 先ほども申しましたように、PR、情報発信に関する設定については、事業者の提案に基づいて進めていました。

○今井委員 5年間で県費を幾ら支出して、どれぐらいの負担金が回収されたのか。また、閉鎖に当たりましては、事業者からの申し出があったと聞いていますが、県からは閉鎖に関しての話はしなかったのか。また、普通、店舗を借りる場合は、原状回復して返すこととなっていますけれども、その辺りはどうなっているのかお尋ねします。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 数字が手元ですぐに出ない状態で申し訳ございませんが、負担金という形で事業者から頂くことの目標に対して、実績としては平均で55%となっています。最終年の辺りでは、6割を超えるところまで向上してきました。あくまでも、売上げに対するパーセントという形で設定していましたので、返還等は特段必要ないと認識しています。

○今井委員 1億円以上抛出して店舗を改装したと思いますが、原状回復する場合の費用は、どのようになりますでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 様々な諸経費を含めまして、約3,000万円程度の事業費が、必要となりました。

○今井委員 それは、県が負担するということになるのでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 県の負担で、初期の状態に原状回復して返還するという形です。

○今井委員 この事業が始まりましたときに、少し唐突な印象を受けました。どんなところか一度食べに行こうと思ひまして、ランチを食べに行つたことがありますが、奥まった場所で、場所的にも分かりにくい印象でした。確かに落ち着いた感じでおいしい食事をいただきましたが、そういう状況でした。

奈良まほろば館が移転することになりまして、そちらに新たなレストランをつくる計画だと聞いていますが、監査の意見として、売上げ未達成の原因分析、負担金率の設定の検証を行い、今後、負担金の算定方法は売上高の一定割合とする場合には、県が最低受け取る負担金の額を併せて設定するなど、契約内容を検討する必要があるとのことだす。私もこれが必要だと思ひていますが、県としてこの点は、どのように考えているのかお尋ねします。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 新奈良まほろば館でのレストラン展開につきましては、1階が物販、2階がレストランと一体的に運営していただける事業者を現在公募中だす。こちらは、観光局所管で進めています。その中で、監査から指摘のあった点は十分受け止めて考えていこうということで、ただ、コロナ禍のもと、例えば、一定の額を決めてもらうことは、現時点では時期尚早かということで、募集要項の中でも3年後をめどに事業者と検討していくということもうたっています。

また、目標設定につきましても、事業者が決定しましたら事業者とも相談の上、適切なKPI等を設定したいと考えています。

○今井委員 奈良県のアンテナショップということだすけれども、アンテナを張ってもらおうとすると、奈良県の中で豊かな農業生産が行われていることが私は大事だと思ひていますが、最近、気になっているのがトビイロウンカの被害だす。田んぼの真ん中に茶色の丸い枯れた部分があり、それがだんだん広がって全体が枯れてしまっている田んぼも幾つか見えています。ウンカの被害がないようにと、いつもより少し早めに刈取りをされていますので、どうしても品質が落ちたり、収穫高が減る状況だと聞いています。

今年のお米の価格も60キログラムで1,200円減っているということで、価格の下げ幅は全国一とのことだす。お米は、奈良県の農業生産物の中で最大の生産量を誇るものだす。ウンカの被害は、農業共済に入っている方は、そちらで支援が受けられると聞きましたけれども、農業共済でも人が足りないために写真も撮ってもらえないまま、刈取りをしなくてはならないような事態も起きているということだす。稲がどうしても倒れますので、倒れた稲を刈り取るためにコンバインが故障したり、お米を作る人が今

年でこれが最後だと毎年思いながら何とか続けている状況の中で、米作りの意欲が奪われているのではないかと考えています。奈良県の農業産出額を見ましても、奈良県は落ち込んでいますので、確かに奈良県のブランドや、イメージアップで他所に売りに行くことも大事ですけれども、実際に農業をしている人をしっかり支援するということが必要ではないかと考えていますが、その点でお考えがありましたら、お尋ねします。

○田中農業水産振興課長 今井委員お述べのとおり、販売、需要にも応じた形で奈良県の農業生産の拡大、ブランド化を支援することが必要だと思っています。米につきましては、今井委員お述べのとおり、野菜と同じぐらいの産出額です。今回のトビイロウンカの被害につきましては、昭和40年頃は多くて、今回はそれ以来ということもあり、農家でも、県でも危機意識が低かったところもあると思っています。今回のトビイロウンカに対する農家への支援につきましては、共済制度がありますので、そこで支援していただき、今後、こういったことが起きないように、JAや農業共済等の団体を含めまして、本年の発生状況を踏まえて、事業の周知、効果的な薬剤使用方法等を検討していきたいと考えています。

○今井委員 稲の刈取りが終わりますと、次は野菜にまでウンカの被害が広がってきていると聞いていますので、ぜひ、現状をよく調べていただき、必要な対応をしていただくことをお願いします。

○和田委員 私からは、3点質問があります。1つはエネルギー確保について、もう一つは山の辺の道について、それからNAFICのありようについて質問します。

エネルギーの確保等の件ですが、他の委員からも指摘があったように、災害などで非常に被害が起きており、特に、避難所に身を寄せる方が増加しております。そういうときに避難所がどうあるべきかを考えると、何よりも避難しやすい場所、あるいは比較的過ごしやすい避難所を確保する必要があると思います。そのためには、照明やエアコン、ガス湯沸器などが必要だと思います。そういう点では、最近、経済産業省の資源エネルギー庁が制度化している、例えばLPガス専用のバルク貯槽を持つことなどを考える必要があると思います。バルク貯槽の普及状況、それから、避難所におけるエネルギーの確保の取組について伺います。

○池田水資源政策課長 まず、バルク貯槽については、一般家庭用のLPガスボンベが1キログラムあるいは50キログラムであるのに対して、300キログラムや1,000キログラムのLPガスボンベで、都市ガス供給エリア外で大量のガスを使用する施設

に設置されることが多い設備です。

このバルク貯槽に直接LPガス発電設備やガス器具を取り付け、災害時に照明等のエネルギー源とすることができる災害対応型バルク貯槽は、中山間地域の災害時における非常用電源確保手段として活用が可能なことから、避難所に指定されている県立十津川高校をモデルとして平成25年に整備しました。

次に、避難所におけるエネルギー確保の取組についてですが、大規模避難所に関しては、環境省のグリーンニューディール基金を活用して、平成26年度から平成28年度までに県下55か所の避難所や防災拠点等に太陽光パネルと蓄電池の組合せと非常用電源の導入を促進しました。また、それ以外の小規模な避難所に関しては、電気自動車やLPガス発電設備等を活用した非常用電源設備を導入した市町村に対して、補助を行っているところです。平成29年度から令和元年度の補助実績では、十津川村と野迫川村で計33か所の補助を行いました。これらの支援のほか、市町村独自の避難所の整備において、県内の指定避難所1,173か所のうち非常用電源を整備したところは、平成29年度が523か所であったものが、令和元年度で604か所となり、整備率は約51%となっています。引き続き、避難所における非常用電源の導入の促進を図ってまいりたいと思っています。

○和田委員 第3次奈良県エネルギービジョンが去年3月に出ました。その概要を見ると、再生可能エネルギーを活用した地域コミュニティの活性化を重点的に行うこと、あるいは、大規模災害に備えた緊急時のエネルギー対策の強化をうたっています。その基本方針として3つあり、その一つに「緊急時のエネルギー対策の推進」があります。

具体的に見ると、LPガス発電機を活用した避難所への電力供給事業について、小規模避難所を中心にやると言っており、上限が40万円です。ところが、国の補助金制度を見ますと、国からの補助では1申請当たり補助金の上限は1,000万円、そして5,000万のものもあり、このように大規模な普及が必要だと思います。先ほど、エアコンなどを取り付けるためのバルク貯槽について指摘しましたが、どのような自家発電があって、どのような特徴を持っているか、それを知りたいと思います。

○池田水資源政策課長 まず、大規模避難所については、先ほど申しましたように、平成26年度から平成28年度まで、国のグリーンニューディール基金を活用して推進しています。この基金は、市町村の負担ゼロで全てが国庫で賄われるということで、県と

しても市町村に対して相当PRして、設置にこぎ着けております。

それと、次に小規模避難所におけるLPガスの発電ですが、20キログラムのガスボンベで1キロワットの電源が約45時間使えるという性能のものなので、エアコンなどについては、2基、3基つける必要があるということで推進しています。

○和田委員 発電装置の普及状況について、尾崎議員が提出した資料を見ますと、令和2年1月1日時点で、最大拠点病院の自家発電装置を見た場合に、県立医科大学附属病院は7割程度3日間の使用可能時間と言っており、奈良県総合医療センターなど、ほかの7つの病院の拠点施設の状況も出ています。県内の普及状況について、特に病院などは電源が必要設備となっていると思いますが、どうなっていますか。

○池田水資源政策課長 申し訳ございません。拠点病院などについては所管が違っていて、私どもで所管しますのは、あくまでも避難所に対しての電源供給の関係です。それと、例えば事業所でそういう希望があれば、別途、事業用コージェネレーションシステムという補助金を扱っております。拠点病院の非常用の電源の確保については、それぞれの病院でされているのではないかと考えています。

○和田委員 それでは、避難所のことに戻します。

社会的な重要インフラへの補助金ということで、経済産業省、資源エネルギー庁が設けている補助制度によれば、どんどんこれを普及したいと言っているわけですが、県として、国と連携している状況、あるいは普及の状況をどう評価されるか。

○池田水資源政策課長 今お示しいただいた経済産業省の補助ですが、国から事業者へ直接行う補助であったと存じます。それにつきまして、お問合せ等がありましたら、こちらで丁寧に案内したいと考えています。

○和田委員 奈良県の努力は小規模避難所を中心ということで、大変いいことだと思います。でも、大規模避難所を応援するのに、国の補助制度を導入しないといけません。補助ですから、市町村の財源の問題についてどういう状況なのか。2019年に奈良県から出していただいた調べによると、医療福祉施設は9か所、公的避難所は2か所、総計11か所になっています。そういう意味では、まだまだ大規模避難所では普及できていないのではないかと思います。そのことについてどう思われますか。

○池田水資源政策課長 今、和田委員が示されたデータについては、バルク貯槽を導入して設置された施設だということで理解しております。先ほどから出ていますバルクを使った避難所の設置は、全部で11件ですが、申し上げましたように、大規模施設につ

いては、平成26年度から平成28年度までのグリーンニューディール基金を使って55か所の施設に設置を完了しています。それはバルク貯槽だけではなくて、例えば、太陽光発電と蓄電池を合わせたものなどで、整備が完了していると考えています。

○和田委員 整備は終わっているのではないかとおっしゃいましたか。どうですか。

○池田水資源政策課長 整備が完全に終わっているかどうかについては、先ほど言いましたとおり、平成26年度から平成28年度までに、国の補助金を使って大規模避難所については、整備するように大々的に県としてもPRして、かなりそれで採択されています。全部で55か所で、国から16億円ぐらいのお金で整備されたと考えています。そのときに各市町村に対して、大規模避難所では限定的にこういった国の予算があるので、活用するようPRして採択されたものですので、その時点では、平成29年度が最終ですが、市町村が必要と考える大規模避難所には、設置されたと考えています。

○和田委員 募集要項が出ているものについては、どんどんこれから普及のためのPRをやっけていただいて、市町村から申請、要望、あるいは相談があったら、対応していただきたい。このことをお願いしておきます。

次に、山の辺の道の地域振興ですが、天理市になら歴史芸術文化村が開村することにより、ますます山の辺の道が利用されてきます。このことと相まって、県の呼びかけで山の辺の道地域戦略会議が結成されて、山の辺の道の周辺におけるアグリツーリズムが展開されています。この組織の目的や活動内容、構成団体の業種等、組織の実態を説明していただきたい。

それから、この戦略会議で、今年度はどのような取組を行っているのか、また予算についても説明していただきたい。

山の辺の道の地域振興について、観光局とどのように連携しているのかについてもお聞きします。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） まず、山の辺の道地域戦略会議についてですが、和田委員お述べのとおり、天理市に、なら歴史芸術文化村、桜井市にNAFIC附属セミナーハウスを整備します。そのため、両地域を結ぶ山の辺の道が農村地域におけるにぎわいの創出、地域の活性化という意味で重要だということから、会議の結成に至りました。

具体的には、食と農のツーリズムを中心とした地域戦略を策定し、実践することを目的とし、地域のまちづくり団体や、旅行代理店などの観光事業者、飲食店や農業者、大

学、行政の参画を得ています。また下部組織として、観光地域づくり部会、天理市及び桜井市での地域振興部会を設置して、地域の魅力づくりと、その発信を検討しています。

今年度は、予算書には出ていませんが、農村振興に関わる基金を活用して、僅かではありますが事業に充てていまして、具体的には山の辺の道をウォーキングで巡り、食や地酒、スイーツ等のおいしいものを味わい、また、歴史文化、景観等の魅力を楽しむといった最近よく言われるガストロノミーウォーキングイベントの実施について検討を進めてきたところです。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、食事を伴うイベントは開催しにくくなっているため、オンラインを活用したツアーに変更し、11月7日の開催を計画しています。このオンラインツアーでは地域の魅力を全国、世界に発信することもできますので、地域の魅力を感じてもらい、アフターコロナでは実際に山の辺の道に来ていただくきっかけづくりにしていきたいと思っております。

観光面の連携について、山の辺の道地域戦略会議には、ならの観光力向上課や、なら歴史芸術文化村整備推進室も構成員として参加していますので、さらに連携を深めていきたいと考えています。

○和田委員 観光局との連携を進めているということですので、観光局にも尋ねます。アグリツーリズムを展開しているということから、この戦略会議は非常に重要だと思います。民間の力を生かすという意味で重要だと思いますので、食や景観を保存する、守る団体は入っていると思います。山の辺の道は、特にウォーキングで売り出すのですが、半日、1日のウォーキングが楽しめるところが大変少ないと思います。この辺りをどのように考えていますか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 今年度、ウォーキングツアーをオンラインも含めて実施するに当たりましては、様々な市町村と連携をしています。桜井市、天理市とも協議して、地元の山の辺の道周辺の地域資源について、協力いただけるお店や、農業者、団体とも連絡体制を取って洗い出ししています。オンラインツアーでは、主な8か所の紹介という形になりますが、実際には洗い出した20から30地点の紹介も行う形で進めたいと考えています。

○和田委員 地域資源をこれからどんどん発掘していくという理解で良いですか。そうであれば、頑張ってくださいと思います。記紀万葉の山の辺の道と位置づけていますので、奈良県の宝にするように頑張ってくださいと思います。

NAFICのことについては、細かく3点質問します。先日の経済労働委員会で、セ

ミナーハウスを整備することにより、NAFICの整備が完了するとの答弁がありました。地域の文化遺産の世界遺産登録の動きを見据えて、NAFICを中核とした桜井市高家周辺のまちづくりについて、どのように考えているのか。

2点目は、セミナーハウスは県施設として全国的にもまれな直営の宿泊施設となります。画期的であり、重要な機能を持つことになると考えていますが、中央卸売市場との連携を検討しているのかお尋ねします。

3点目は、魅力あるNAFICをつくっていくために、スペインのバスクの料理学校と提携する方針を聞きましたが、どのようにして、この構想を発想したのか。また現在の進捗状況について伺います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） まず、桜井市高家地区のことですが、NAFICが所在する高家地区を含めた安倍地区という形で地域づくりを考えています。この地域は「飛鳥・藤原の宮都」が世界遺産登録を目指す中、観光ポテンシャルが高い地域であり、周遊観光の入り口に位置するため、宿泊客の誘致促進、また、観光を中心とした地域活性化への貢献という視点から、NAFICを核とした周辺のにぎわいづくりが重要であると認識しています。そのため、地元の農家や飲食店、自治会、市町村、桜井市役所で構成するNAFIC周辺賑わいづくり協議会において、県も参画し、地元での食や農をテーマとした体験機会の提供、散策コースの検討を行っています。

また、以前から申していますように、セミナーハウスのさらに上段部の眺望の良い景観を生かしました集客施設を誘致できないか、検討を進めています。新型コロナウイルス感染症の影響もありますので、民間事業者への働きかけは難しい状況ではありますが、今後、感染症の影響を見定めながら民間事業者への働きかけを続けていきたいと考えています。

次に、中央卸売市場との連携ですが、中央卸売市場では一般消費者を対象としたB to Cとして、食べる、買う、学ぶ、遊ぶことを一体的に提供できる施設の導入を検討していて、県内周遊観光の拠点になるものと考えています。セミナーハウスも同様の機能が想定されていることから、将来的には、市場やなら歴史芸術文化村を含めた拠点施設において、相互に情報発信等を行うことで、セミナーハウスを利用した人が、県北部地域へ、市場等を利用した人がNAFIC周辺や県中南部へ足を伸ばしていただく流れをつくっていくことが、大事かと思っています。例えば、これら施設を巡る民間によるツ

ア一造成を含めて、周遊観光が盛り上がり、食と農の振興が図られるよう取り組んで参ります。

NAFICとバスクの料理学校との連携ですが、平成29年に国連世界観光機構、UNWTOと申しますが、こちらが、日本におけるガストロノミーツーリズムについての調査を実施しました。その際、NAFICにおける食と農の担い手の育成といったコンセプトが高く評価され、それを受けまして、平成30年にバンコクで開催されたUNWTOのガストロノミーツーリズム世界フォーラムにスピーカーとして、荒井知事が招かれることとなりました。そのスピーチを聞かれたバスク・カリナリー・センター（BCC）の幹部がNAFICの取組に共感を覚え、UNWTOの仲立もあり、連携に向けた協議が始まったという経緯があります。

令和元年度にBCCとの協議が本格化し、今年度の当初予算にも連携推進に係る経費を計上しています。本年4月に、BCCの校長が奈良県まで来て協定を締結する予定で進めていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、スペインとの人的交流が事実上不可能ということになったことから、本年度における協定締結は見送りました。今後、収束を待って、協定締結に進めるよう、BCCとの連絡調整を継続して参ります。

○和田委員 NAFICを魅力ある施設にしていくという意味では、スペインの料理学校と提携することは、非常に有意義なことだと思います。先ほど質問のあった、生徒があまり集まっていないということも含めて、魅力あるNAFICをどのようにつくっていくのか考えて、しっかりとアピールしていただきたいと思います。

それから、宿泊施設の関係ですが、奈良県のお荷物とならないようにといった指摘が先日の経済労働委員会に出ていて、そのとおりだと思います。そういう意味でしっかりと経営していただきたい。中央卸売市場や、なら歴史芸術文化村にも民間のホテルが進出します。十分に調整して頑張っていただきたいと思います。

また、NAFIC周辺のまちづくりについては、桜井市から出てくる要望に対して可能な限り対応していただきたい。このことをお願いして、私の質問を終わります。

○小村委員 私からは2点質問しますが、トビイロウンカの被害について、少しお聞かせいただきたいと思います。今井委員もおっしゃいましたが、農業者の中では今、非常に不安感がありまして、これまでの対応の中で、県ができることはないのかと農業者の方にお尋ねしたところ、警戒情報が分かるのであれば早く出せないのかということと、アフターケアとして、ここではこの薬剤が効いた、あちらの場所ではこういった薬

剤が効いた、薬剤の量やメーカーによっても、一方の薬剤は効いたけれども、もう一方は効いていないといった情報が県内でもばらばらだとお聞きしました。前は、昭和40年代だと答弁されていましたが、次はいつ来るのか、もしかしたら来年かもしれない。ウンカは寒くなれば死ぬので、またゼロベースからのスタートだと聞いていますが、先ほど言ったばらばらの情報を集計して、どのように対策をするのか、それらの対策や警戒についての情報をどのように提供するのかという体制の構築をしっかりとやっていかなければならないと思います。

これは、報告書に載っている「人・農地プラン」等に関わってくるものだと思いますけれども、「人・農地プラン」もなかなか進捗していないところが多かったり、集落の中でも、リーダー的な存在の人が、「人・農地プラン」に興味を持っていても年配農業者との関係から、なかなかリーダーシップを取られないというところもある等、様々な悩みを聞いています。情報提供できる体制についても、今後どのようにお考えなのかお聞きします。

2点目は、ヤマトトウキについてです。産業・観光・雇用振興部にもお聞きしたところ、これから、あと数年で、できれば医薬品の認可を受けたいとのことでした。現在、ヤマトトウキの生産量はどうなっているのか。ヤマトトウキを売っていく産業・観光・雇用振興部と食と農の振興部で連携をしっかりと取って生産性を確保しなければならないと思いますが、ヤマトトウキの現状について、教えていただきたいと思います。

○田中農業水産振興課長 トビイロウンカについての情報体制につきましては、本年、早くから西日本の各地でトビイロウンカが発生してしまっていて、県の病虫害防除所では巡回調査、死んでいる虫を処分することで、6月下旬以降に断続的に飛来が認められたことが分かっています。それが例年よりも多く続きまして、9月に坪枯れが発生しました。情報提供については、7月31日に病虫害発生予察注意報を近畿で一番早く発表しました。それでもなかなか止まらないということで、9月17日に2回目の病虫害発生予察注意報を発表し、防除できるところは薬剤散布、収穫時期が迫っていて、薬剤散布できないところは早めに収穫してもらおうよう指導しました。現在、4か所の農業振興事務所並びに農協などが発生状況、収穫時期を考慮した防除徹底を指導しています。

ただ、情報提供体制について、農協から各支部長までは届いていると思われませんが、そこから個別の農家への周知となってくると、なかなか難しかったのではないかと。今後、JAや農業共済組合も交えて、薬剤とかの効き具合等も含めて注意報の周知方法をどう

するのか、また効果的な薬剤の使用時期や種類、使用方法を検討していきます。

2点目のヤマトトウキについてですけれども、県内のヤマトトウキにつきましては、今、生産量が2.3トンということで、伸び悩んでいる状況です。生産量を伸ばすためには、既存産地における担い手の高齢化、減少、または、栽培経験のない新規生産者の増加、作る場所、排水が不良な場所での作付けや連作による生育不良により、収量が低いことが課題と考えています。生産的な課題を克服するために、県では、平成29年にヤマトトウキの栽培マニュアルを作成して、それに基づいた実証圃の設置、生産者との情報交換や現地巡回指導により、生産者の栽培技術の向上を図るとともに、省力化が課題となっていますので、その課題を克服すべく、収穫へつながる機械導入等に支援も行っています。

また、県でも、形や大きさにこだわらず、収量の増加と省力化、コスト低減につながる栽培技術の研究を開始しています。引き続き、需要が見込まれるヤマトトウキの栽培技術を開発・普及するとともに生産者の栽培技術の向上を図り、ヤマトトウキの生産拡大を目指していきたいと思っております。産業・観光・雇用振興部とも様々な形で連携しながら、生産、需要と供給共々が大きくなるように進めていきたいと考えています。

○小村委員 情報提供体制についてですが、農業者も高齢化していて、メールが使えない高齢者もいらっしゃいますので、様々な方法があるとは思いますが、市町村の農業委員会や、市町村の農林部局などとの連携を踏まえて、電話や直接会う等、人海戦術も必要になってくるのかと思います。そのため、市町村との連携も強化していただいて、農業に対する被害に関する情報提供をしっかりと行っていただきたい。

ヤマトトウキにつきましては、漢方のメッカ推進プロジェクトとして、毎年3,300万円、3,500万円と予算がついています。決算審査特別委員会ですから、果たしてどこまで投資をして、どれだけのリターンがあったのか。漢方のメッカという切り口は非常に面白く、奈良県っぽいと言え、漢方というものが広がればいいなと思っておりますが、認知度が低いなと思っておりますし、生産量も追いついてきていないとなると、どこかでスクラップ・アンド・ビルドの対象になってくるかと思っております。今回は、医薬品等いろいろな話を聞いていますので、今後の推移を見ていかなければならない。生産量の話も含めて、漢方のメッカ推進プロジェクトにつきまして、今後の展開を見守っていきたく思いますので、よろしく申し上げます。

○浦西委員 私からは2点質問させていただきます。

まず、1点目は、林業振興についてです。先ほど樋口委員からも質問がありましたが、奈良県産材の利用促進、県内外へのPR、また海外へのPRと様々な事業を行っていただいています。川下の事業だけではなく、川中や川上の事業である、製材、伐採、育林との連携が重要だと考えています。その中で、令和3年4月開校予定の奈良県フォレスターアカデミーに大変、期待をしています。

令和元年度主要施策の成果に関する報告書130ページの新たな森林環境体制導入推進事業で、奈良県フォレスターアカデミー開校に向けたカリキュラムの検討とありますが、そのカリキュラムにどのように取り組んでいかれるのか。また、奈良県フォレスターアカデミーの学校概要を確認させていただいたところ、スイスの取組が前面にうたわれています。吉野林業の在り方、奈良県産材、吉野材の育て方などがカリキュラムに含まれているのか、お聞きします。

○松田森と人の共生推進室長 吉野町に開校する奈良県フォレスターアカデミーでは、歴史ある吉野林業をしっかりと継承しながら、新たな時代に適合する奈良らしい新たな森林環境管理制度を担う人材を養成することとしています。吉野林業に関する教育としまして、木材利用の分野において吉野材の特性や用途、また地域づくりの分野において吉野林業の作業体系や基礎を学ばせるカリキュラムを予定しています。

また、吉野林業に携わっている方がお持ちの見識や技能等は、新たな森林環境管理制度を支える人材を養成していく上で貴重な教材となるものと認識していて、高い見識と技能を有する林業関係者の方を奈良県フォレスターアカデミーの講師として招聘することとしています。

○浦西委員 南部地域の住民や各事業所などが大変期待しています。このようなフォレスターが育って、川上、川中、川下の事業の連携が取れることで、奈良県の森林の維持や、奈良の木のブランド力を生かしていけると思っていますので、引き続き、どうぞよろしくをお願いします。

2点目は有害鳥獣対策についてです。

昨年12月議会で一般質問をさせていただいた際の答弁で、集落ぐるみの活動をより一層推進するため、集落リーダーの育成研修をはじめ、今年度、新たに侵入防止柵の維持管理や隠れ場所をなくす取組の支援、モデル事業を県下4か所で開始したいとありました。その成果と今後の取組について、お聞かせいただけますでしょうか。

○田中農業水産振興課長 浦西委員お述べの、集落ぐるみ被害対策強化事業ですけれど

も、令和元年度におきましては、奈良市都祁白石、高取町下子島、宇陀市榛原大貝、五條市野原町・古田Ⅰ団地の4か所で実施しています。主な活動として、集落会議を通しての勉強会、集落内の調査、センサーカメラを活用した野生鳥獣の行動分析、侵入防止柵と捕獲おりを一体的に設置しています。五條市で行った例ですけれども、侵入防止柵の一斉点検、草刈りを徹底してのイノシシの隠れ場所をなくすなどの取組や、カメラのデータを活用して箱わなの設置に取り組みました。要望があった集落の方からは、有害鳥獣の行動を把握できた、また、防除対策に関する共通認識と集落単位で取り組むことの重要性を理解することができたという声を伺っています。この取組につきましては、令和2年度も4か所で取り組んでいます。今後は、これらの取組における成果をまとめて、他の地域への普及につなげていきたいと思っています。

○浦西委員 モデル地域について、県の南部地域では五條市の1か所だけとお聞きしました。南部地域の面積は、奈良県の3分の2を占めていて、大変広大です。また、有害鳥獣害についても山間部は大変多いため、そういったところを重点的に事業に取り組んでいただければ、ありがたいと思っていますので、この4か所の成果を活かして、南部で1か所でも2か所でも多く事業に取り組んでいただけることをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○猪奥委員 防災重点ため池について質問させていただきます。2018年の公表後、見直しが行われて、数やハザードマップの作成状況が変わっているかと思いますが、現状について教えてください。

○長谷川農村振興課長 防災重点ため池につきましては、国で基準が示されていまして、従前は堤高10メートル、または貯水量10万トン以上の規模の大きなものとして114箇所のため池を選定していました。平成30年7月豪雨等を踏まえ、昨年4月に国の設定基準が改められ、決壊した場合に下流の家屋、公共施設等への影響があるものとして選定し直しました。現在、県内で969か所のため池を選定しています。

ハザードマップの策定状況につきましては、先に選定した114か所から先行していましたが、令和2年6月末時点でありましたが、各市町村で182か所のハザードマップが作成されていることを把握しています。

○猪奥委員 基準が変わって、県内で969か所を選定したとのことですが、ハザードマップの公表状況はどうなっていますか。以前、114か所が選定されていたときは、ハザードマップの公表にまで至っているのが、生駒市の高山ため池だけだったかと思い

ます。

○長谷川農村振興課長 現在、公表いただいています箇所数ですが、ホームページや冊子等で配布したものを含めて95か所です。

○猪奥委員 182か所で作っていただいているのに、その半数しか公表に至っていないということについて、県ではどのように考えているのか。作っていただいたものは、基本的には周知いただけると思っています。従前の基準のときに、なぜ奈良市は公表しないのかと思っていましたら、担当者の方がテレビのインタビューで、公表して市民に危機感を与えてしまっはいけないと答えていました。それではハザードマップを作る意味が全くないと感じたことを覚えています。ハザードマップの公表の状況について、県としてどのように考えているのか教えてください。

○長谷川農村振興課長 ハザードマップの公表につきましては、県としては速やかに公表いただけるように市町村に文章でも何度か依頼していますし、事あるたびに市町村の担当者にもお願いしています。

○猪奥委員 今、県のホームページでは、令和2年の8月17日時点のため池マップが公表されています。拝見しますと、市町村で公表されているところしか載っていないのではないかと思います。例えば奈良市のため池は、新しい基準の防災重点ため池で93か所ありますけれども、そのホームページに掲載していないものもあります。県から市に公表するよう依頼することはもちろんですけれども、県で指定している状況を公表することによって、市町村に公表を促すことができると思いますので、ぜひとも県による指定状況の公表を検討いただきたいと思います。

続いてお伺いしたいのが、農業用ため池の管理及び保全に関する法律により、所有者が管理上、必要な措置を取っていないため池に関しては県で勧告できるようになっていますけれども、今、969か所指定していただいたため池のうち、措置が取られていない、これからまだ措置が必要だと県が認定されている箇所は、何箇所あるのか。恐らくないと思いますが、これまでに勧告にまで至ったケースがあるのかについても教えてください。

○長谷川農村振興課長 法律に基づく勧告箇所数、問題を把握しているかというご質問だと思いますけれども、現在、ため池の点検調査を969か所の中から随時進めているところでして、今のところ、勧告をするような事例には至っていません。また、勧告した事例もありません。

○猪奥委員 これまで、ため池の管理というのは、所有者に大きな権限がとといいますか、所有者が主に管理すべきものとされてきました。東日本大震災で8名亡くなったり、平成30年に3歳の子どもがため池の決壊によって亡くなったこともありました。東日本大震災の場合は、地震が発生してから30分後に決壊しているということで、時間があつたにもかかわらず、連絡が取れる体制が取られていなかったということも一つの大きな課題とされています。今回、県の責務も、従前より大きく課せられるようになり、代執行や勧告ができることになっていますので、市町村任せにするのではなくて、県でも調査していただき、ぜひとも連携を取って進めていただきたいと思います。

今朝、テレビを見ていましたら、長野県が農業用ため池を治水ダムのような形でも利用していくように来年の4月に向けて取組を進められているとの報道がありました。大雨、台風が来る少し前から水を出しておく、中規模のダムの2つぐらいの量があると長野県では算出されているそうです。そのためにも、どこにダムがあつてということも県、市町村、所有者で普段から連携がなければできない話だと思いますので、まずはハザードマップをお作りいただいて周知いただくことを第一歩にしながら、さらなる連携をお願い申し上げまして、質問を終わります。

○小泉委員長 審査の途中ですけれども、一旦休憩し、午後から引き続き審査を行いたいと思います。

午後1時から再開します。しばらく休憩します。

11:59分 休憩

13:02分 再開

○小泉委員長 午前中に引き続いて、会議を再開します。

○中村委員 警察本部に1問質問を申し上げます。

さきの本会議におきまして、朝倉台交番の耐震化の事業が上程されました。県警本部におかれましては、交番・駐在所の最適化事業をどんどん進めていただいています、交番と駐在所を統合するという話も聞いています。そこで、統合に当たりましては、まず、しっかりと地元の説明していただきたい、というのが第1点になります。

今後、交番・駐在所の最適化をどのように進めていこうとしているのか、その方向性をお聞かせいただきたい。

先の予算審査特別委員会でも、3名の委員が交番・駐在所のことについて発言されましたが、人口が減少し、奈良県においては特に観光政策が大きな施策の柱になっていま

す。現在の奈良県下における駐在所・交番は、一体どれぐらいあるのか。今後、適正化事業といいますか統廃合事業によってどの程度変化するのか。また、耐震化されていない交番・駐在所は一体どれぐらいあるのかについて、ご報告願います。

○桑原生活安全部長 交番・駐在所の最適化計画について、まず、施設数について説明させていただきます。

県下には、交番が69施設、駐在所が107施設、合計で現在176の施設があります。このうちの24施設で、耐震性に問題があると判定されています。また、建物の耐用年数につきましては、先ほど申し上げた24施設を含め、76施設が既に耐用年数を超過しています。

今、進めている交番・駐在所の最適化の方向性については、ファシリティマネジメントの視点に立って、人口減少、少子・高齢化、県民の生活形態の変化、さらには事件・事故等治安情勢の変化といった社会情勢に応じて、県下全体で治安の維持に最適な配置となるように、絶えずその見直しを行っていく必要があると考えています。

具体的に申し上げますと、都市部の地域では複数人による夜間執行務体制を確保するため、駐在所を集約して交番化し、都市部以外の地域では、警察署や警察庁舎、それから近隣交番等からの距離を踏まえて配置状況を見直すこととしています。

中村委員から、地域住民に対する説明についてのご要望がありましたが、地域住民には丁寧に説明してまいります。

○中村委員 ただいまの説明で、大体のことは分かりました。

駐在所、交番の夜間の執行体制の維持を重視しているとのことですが、奈良県が観光振興に力を入れていますので、観光地の駐在所について少しお聞きします。

桜井市の朝倉台交番の耐震化はこれで非常に結構なのですが、朝倉台交番と初瀬駐在所を統合するという話を聞いています。昔から長谷寺は、ボタンの長谷寺、紅葉の長谷寺と奈良県でも有数の観光地です。今も大型バスがどんどん来て、県と桜井市によってまちづくり協定が締結され、実証実験として臨時バスも発着させるなどして長谷寺観光に取り組まれています。旅館街ではけんかなり、あるいは様々なトラブルが多く、今まで市民に親しまれてきた初瀬駐在所が、もし、なくなるようであれば、観光行政の意味で私は少し違うのではないかと思います。もしそういった考えがある場合は、まず第一に地元に対して説明をしていただく必要がある。そこで地域の皆様と、桜井市も含めて、観光施策と国民の財産等を守ることを討論して決めていくべきだと思います。現在、県

警が考えておられる朝倉台交番と初瀬駐在所の統合はあるのか。また、このような統合は、県内で何箇所かあると聞いているのですけれども、その辺りの合意形成について、どのように進めているのかお聞かせください。

○桑原生活安全部長 補正予算では、朝倉台交番の建て替えをお認めいただいたところですが、それらも含めまして、現在の治安情勢の変化、社会情勢の変化を見まして、県下全体でどのような配置が一番いいのかを検討しているところです。個別、具体的な答弁につきましては、お答えを差し控えさせていただきます。中村委員お述べのとおり、観光地での警備対策をどのように考えているかということですが、当然、観光地でお客様がたくさん来られる場所では、それに対して特別な対策を取って雑踏警備対策を実施しています。当然、その拠点となる場所が必要になってきますので、年末年始の雑踏警備であったり、夏の花火大会の雑踏警備等ありますが、情勢に応じて必要なところへ、例えば、警備本部を設置する形で対応しています。

また、一時的に観光客や警察事象が増えることになると、移動交番等の車両を配置して対応しています。今後も、必要な諸情勢に応じて警察対応を図ってまいります。

○中村委員 大体分かりました。

交番や駐在所が存在することで、付近の住民は安心します。だから、長年にわたって、これからもそうですけれども、繁華街や観光地にある交番の廃止は、おやめになったほうが良いのではないかと。警察には警察の考え方があるわけですが、地域になじんで実際の治安維持のためにも、有用で役立っている駐在所や交番はそのまま残していくのが筋ではないかと思っております。そのことについては鋭意研究いただいて、先ほどの桑原生活安全部長の答弁では、初瀬駐在所と朝倉台交番を統合して初瀬駐在所をなくすということは検討中であると理解しましたので、ご了解いただきたいと思います。

それと、意見として申し上げたいのは、今、治安維持に一番貢献しているのはパトカーです。統廃合によってパトカーを増車することは良いですけれども、パトカーの台数を減らすことは治安維持のためにも非常に問題だと思います。交番や駐在所の廃止・統合を考えるときに、パトカーについては、どのように考えておられるのか。むしろパトカーを増やすような算段をされているのかどうか、これだけ最後にお聞きします。

○桑原生活安全部長 警ら用無線自動車、いわゆるパトカーにつきましては、中村委員ご指摘のとおり、治安維持のために必要不可欠なものであると認識しています。仮に、交番・駐在所の最適化に際して駐在所が集約されるような場合、管轄エリアが当然広く

なります。機動力の確保の観点からも、パトカーの配置は絶対に必須であると考えていますので、しっかりと確保してまいります。

○佐藤副委員長 食と農の振興部にお聞きします。

令和元年度主要施策の成果に関する報告書116ページ、NAFIC（なら食と農の魅力創造国際大学校）を核とした賑わいづくり事業は、周辺の賑わいづくりを推進するために、セミナーハウスの整備に係る外構などを設計するとして、約2,100万円余を投じていますが、現時点のNAFICの運営状況と、セミナーハウスについての構想をお伺いします。

加えて、このNAFICにはオーベルジュというホテル、レストランが併設されているということですが、このコロナ禍での運営状況についてもお聞きしてよろしいでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） NAFICでは、食と農の担い手を一体的に育成するという事で、奈良県の食の長期的振興を目指そうとしています。

NAFICの整備全体としましては、池之内校舎に、農業研究開発センターと一体的なアグリマネジメント学科を設けています。安倍校舎には、フードクリエイティブ学科を設けて、農に強い食の担い手を育成するために調理実習室等の学生棟を整備しています。また、オーベルジュ棟も整備していますが、こちらは学生の実践研修の場として、実際のレストランで行うために設置しています。

オーベルジュについては、お客様に来ていただかなければ、実践研修ができませんので、運営事業者に集客を図ってもらい、全国から年間1万人を超える来客がありますので、宿泊の拠点という形でも地域に貢献できているかと思えます。

セミナーハウスにつきましては、学生寮的な機能も含めて、食と農をテーマにした宿泊型の研修を行っていく施設という形で考えています。学生や家族連れ、周辺の農家と連携した食と農の体験の拠点となるような、周遊観光にも役立つ施設として考えています。

このような形で総合的にセミナーハウスを整備することで、教育機能、研修機能、観光等の地域振興機能を総合的に高揚させ、NAFIC全体で地域の賑わいづくりに寄与していきたいと考えています。

オーベルジュについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、4月、5月は

キャンセルが相次いだため、かなり低迷しました。6月から営業を再開していますが、ソーシャルディスタンスの確保ということで、9室ある宿泊室は6室使用、レストランのテーブルも9席を6席と減らした形で営業していただいています。9月はレストランの利用率が前年対比で96%と回復しています。宿泊につきましては149%と、部屋数が少なくなったにもかかわらず向上していき、GoToトラベルのメリットが出ているのかもしれませんが、年内いっぱい予約も好調と伺っています。

○佐藤副委員長 いったきはダメージがあったと思いますけれども、今は順調に回復してきているとのことで、少しばかり安堵しました。

答弁の中で地域振興という言葉が出てきましたが、すごく大事なことだと思います。令和元年度重点課題に関する評価の143ページにNAFIC周辺地域の交流人口の実績値が出ています。

内容としては、NAFICが平成27年度に開校され、そこからのスタート値で1万3,370名交流があったり、翌年度には1万8,463名と結構な数を伸ばしていったのですが、平成29年度、平成30年度と右肩下がりとなり、令和元年度には1万1,633名と、最大数から約45%ダウンしています。注目すべきことは令和6年度の目標値ですが、こちらは約400%増しの4万3,000人と結構な目標値が掲げられています。こういう爆発的な数字を計上されているということは、この予算の中、もしくはこれからやっていく中で何か大きなトピック等を考慮されて出されたのでしょうか。エビデンスを確認させてください。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） NAFIC周辺地域の交流人口につきましては、オーベルジュの利用者が約1万人余となっています。そこに先ほど申しましたNAFICセミナーハウスの利用者や、NAFIC祭も含めてNAFICそのものの利用者をさらに伸ばしていき、それが3万人強ということで、合計4万3,000人と設定させていただきました。

○佐藤副委員長 3万人の増加は少しどうかと思うのですが、新型コロナウイルスの影響がない時点で、この計画がつくられたと思います。そこを勘案して、インバウンドが好調に伸びていたときにも学科の定員が割れたり、交流人口が右肩下がりになったりする等、初期値と比べて令和元年度には利用者が約30%減っていました。日本維新の会でもこれを危惧して、現地視察も行いました。現地を見る限り、開校当初から周辺があまり変わっておらず、施設にも大きな変わりがないのですが、これから何か手を加えら

れるということは、セミナーハウス単体の敷地内での数値で算出されたのでしょうか。それとも、近隣に何か大型案件が来るとか、何か民間でも話が出て、そういった数字を出されているのかについて、念のために確認させてください。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） こちらの数字につきましては、セミナーハウスを整備する前提に立って想定しています。連動してサイクリングやウォーキングなどでこの施設に訪れて休憩とかしていただく方なども含めてセミナーハウスとNAFICとオーベルジュ、この三位一体で利用者を増やしていきたいということで想定しています。

なお、新型コロナウイルスについては、その影響はあるかもしれませんが、令和4年度にセミナーハウスをオープンする予定となっており、飛鳥・藤原の宮都の世界遺産登録も目前にあると思っています。そういったことにより、観光客も含めて目標達成していければと考えています。

○佐藤副委員長 これから発展させて、その数値目標を達成されるということですが、まず、今の状況を正確に把握して、右肩下がりにならず右肩上がりになるためのトレンドをつかんでいただきたいと思います。外構設計などをされているということですが、今、計画されて、予算も消化されている事業は、新型コロナウイルスが発生していなかった当時考えていた令和4年度の目標ということで、そこにとらわれずに、まず今のベースをしっかりと整理していただきたい。そしてこれから、初頭から申し上げているとおり、税収が非常に厳しくなってくるという目算も立っていますので、コロナ禍以前に考えた計画だけが先走りしないように、しっかりと状況をかいつまんでいただいて、まずは改善すべき、ということをお願いしたいと思います。

次に、令和元年度主要施策の成果に関する報告書124ページ、豚コレラ対策強化事業についてですが、先月26日には群馬県の養豚場で発生して、約5,390頭もの殺処分が行われております。これは、奈良県で飼育している頭数に匹敵する頭数です。県としての予算執行状況及び今後の対応について、お聞かせいただけますか。

○溝杭畜産課長 本県のCSF（豚熱）対策については、一昨年9月に岐阜県で発生以降、先月は群馬県で発生しましたが、感染源の一つと言われる野生動物よけの電気柵、消毒用噴霧器の貸与、農場周囲に設置する防護柵に対する補助等、農家に対する支援を行ってきました。また、万が一県内で発生した場合に必要な電気殺処分機等の整備等、対策の強化を進めてまいりました。令和元年度の決算ベースでの支援対策では、家

畜保健衛生所等の既存の衛生管理に係る事業を活用しながら、農家への支援として628万7,000円、防疫対策の強化として1,579万3,000円、総額2,208万円を豚熱対策に充てています。そのうちの豚コレラ対策強化事業は、記載のとおりです。

また、今年度の事業については、対応として、9月定例会で野生動物の侵入防止ネットや、農場へ進入する従業員等の衛生管理を徹底するための更衣ハウスの設置等、衛生管理の徹底に関する費用について2分の1の補助をする補正予算を承認いただいたところです。今年度につきましては、発生要因が野生動物の侵入や車両の消毒の不徹底等、何点か指摘されていますが、現時点で主な原因がはっきりしていませんので、農家の皆さんに対して、さらに衛生管理の徹底をお願いしたいと思っております。

また、本年1月から農場で飼育する豚に対してワクチン接種をしています。発生リスクは接種前と比べて大幅に減少したと考えますが、衛生管理徹底対策については、今後の防除事業も含めまして速やかに進めるべく、農家を支援していきたいと考えています。

○佐藤副委員長 こちらのフリップをご覧ください。今話をしたのは、CSFで普通の豚熱です。ちょっと話を進めさせていただいて、今、ASF（アフリカ豚熱）が、2020年9月28日現在のデータですが、アジア大陸の陸続きのところで発生している状況です。

お隣の韓国でも、発生しています。今、説明にもありましたが、CSFはワクチン予防が可能で、今、対応されていると思いますが、このASFは、そういう免疫的な対策がなく、かかってしまったら殺処分しかないという状況です。日本の近隣、最も近い韓国で発生しているということで、もはや対岸の火事ではございません。

奈良県としては、このASFに対してどのようにお考えか、併せてお聞かせいただけないでしょうか。

○溝杭畜産課長 佐藤副委員長お述べのASFですが、先週の9日に1年ぶりに韓国で発生しました。症状としてはCSFとほぼ似ているところがあり、感染力や致死率が高いという点では同じですが、今のところ有効なワクチンはありません。

現在、日本国内では発生が確認されていないことから、まずは国において検疫の強化等水際対策を徹底していただくことが必要だと考えています。全国知事会からも、ASFの感染拡大防止に向けた提言を提出しています。県としては、CSF同様、農場へのウイルス進入を防ぐ衛生管理の徹底が最も重要と考えています。先ほど説明しましたよ

うに、補正予算で承認いただいた農家への支援事業を速やかに進めていくとともに、様々な情報、例えば、野生イノシシ感染の発生等の情報を、農家の方にお伝えして注意喚起を図っていきたいと考えています。

○佐藤副委員長 物理的に、消毒やネットなどの対策を順次進めていただけるということは、基礎的なところなので非常に大事と思います。

このASFのことを想定しなければいけない状況で、殺処分しか方法がないわけではなくて、もう一つの方法として、検査体制の強化が有効とされています。今は、国内はCSFを対象としていますが、例えば岐阜県では、PCR検査を実施しています。こちらは、9月28日から10月2日の5日間での検査実施個体は4,455頭、陽性反応は1,204頭出ています。野生イノシシの陽性個体位置図というものがあり、その陽性反応が出たイノシシはどこに発生していたのかという分布図です。

感染した個体を間引いていくことで侵入を防いだり、防疫体制の強化、意識づけ、体制づくりも必要だと思うのですが、奈良県における現時点のCSFのPCR検査体制及び陽性反応位置情報等については、どのようにお考えでしょうか。

○溝杭畜産課長 野生イノシシ対策ですけれども、昨年12月から、死亡イノシシ及び生体イノシシについて、特に死亡イノシシの場合は、土木事務所等の協力を得て連絡いただいて、家畜保健衛生所で検査しています。陽性という結果が出ましたら、国の動物衛生研究所へ検体を持っていき、再確認しています。恐らくこれは近隣府県全て同じような状況でやっています。ただ、今のところ感染したイノシシを発見していませんので、例えば、京都府山城町や三重県の県境で、京都府や三重県が検査している情報がありましたら、当然、お互い情報交換して情報が入ってきます。一番重要なのは、その周辺で養豚業を行われている農家が一番危険ですので、基準として発生地点から10キロメートル以内の農家については、すぐに連絡します。もちろん、ほかの農家に対しても注意喚起を行っていますが、発生したら連絡して、農場周辺に消石灰等をお届けして消毒を徹底していただいています。

それから、直接の県予算ではないのですが、野生イノシシが一番、感染源として大きいと言われており、野生イノシシの生息地域のウイルス濃度を下げるときの経口ワクチンについては、餌に生ワクチンを混ぜて食べさせる作業を本年6月から実施しています。それについても、捕獲の上で検査して抗体保有状況を確認していますが、今のところはまだ、抗体保有率等は、検査数が少ないため平均されていませんので、また、ある程度

の数が出ましたら取りまとめて情報提供していきたいと考えています。

○佐藤副委員長 CSFについては、今の体制でよろしいと思います。問題はASFをイメージしてもらわないといけないと思っています。韓国でASFが発生したときは、軍を投入して野生のイノシシの一斉駆除にかかったようです。近隣他府県もしくは奈良県で万が一CSFやASFが発生した際、奈良県としても災害派遣要請としての自衛隊派遣も考えなくてはいけないのではないか、という危惧感を持っています。本件については、引き続き注視をしていきたいと思っています。

次に、警察本部についてお聞かせいただきます。

令和元年度主要施策の成果に関する報告書174ページ、警察施設整備事業の3事業についてお伺いします。

警察署、交番の耐震状況は、先ほど中村委員から質問され、回答があったので、そこは割愛したいと思いますが、「機能強化」という文字も入っているのですけれども、整備した内容、実施内容をもう少し詳しくお聞かせいただけないでしょうか。もしくは、今、問題が生じている機能強化が必要な部分についても、既に把握されているのであれば、お聞かせいただけないでしょうか。

○兩宮警務部長 県有建築物の耐震改修等整備プログラムに基づく耐震化の推進と機能強化のための改修工事で、高田警察署耐震改修工事及び留置保護施設の整備ですが、高田警察署の耐震工事については、先般の耐震診断で耐震性が悪いということでしたので、今年度、竣工予定で、今、耐震工事を進めています。

また、留置保護施設の整備については、保護施設がない施設がございましたので、追加で整備する工事を進めてきたところです。

○佐藤副委員長 では、地震防災対策推進事業ですが、発動発電機についてはどうなっているのでしょうか。平成29年12月の一般質問で、奈良県下の全警察署を視察させていただき、非常時における電源喪失に際しての備えとして、警察白書にもある情報収集体制の確立などを可能とするためにも必要な発動発電機の有無、そして仕様の不一致、さらには各署規模に応じた必要な容量の定義がなされていないなど、指摘をさせていただきましたが、その点については今後、どのようにお考えでしょうか。

○兩宮警務部長 警察署の非常発電施設については、全ての警察署に発動発電機を整備しているところですが、新しい奈良警察署や橿原警察署では、発電容量の大きなものを推進している一方で、その他の古い警察署につきましては、無線などの通信手段や非常

用照明等の機器を作動させる程度として必要最低限度の発電能力しかなく、現在、業務多様化により各種機器が増え、これらの設備の電力供給には、必ずしも十分ではないと認識しています。

佐藤副委員長お述べの平成29年以降では、平成30年2月に奈良西警察署の非常用発電機を大容量化しました。今後も非常時の活動拠点として現在求められている警察活動を継続するために、電源設備の大容量化を進めていきたいと考えていますので、今般、奈良県公共施設等総合管理計画に基づく個別計画に沿って、関係部局と協議しながら定期的に整備してまいります。

○佐藤副委員長 認識としては足りていないということで、間違いないと思います。ある施設は故障していて、ある施設は発電機がなく、ある施設にはありました。ただ、その仕様が、重油、軽油、ガソリンとばらばら。そして、あるところでも8時間しかもたないと言いながら、一室を占める大きな発動発電機が置かれていて、重油タンクも装備されていました。あるところに行けば、24時間もつと言うので、どういうのがあるのか聞いて持ってきてもらったら、ハンディーのものでした。だから、内容をもう一度精査していただいて、先ほど交番の適正化もありましたが、仕様の統一なども必要だと思います。

順次、予算を入れていると思いますが、ぜひ、そういった中に盛り込んでいただいて、耐震化だけではなく担保するためには、そういう設備投資、機能充実といったところにもご配慮いただければと感じています。

次に、生駒警察署新庁舎整備事業について、お聞きしてもよろしいでしょうか。目算としてはどれぐらいで移転を完了する目標なのか、お答えください。

○雨宮警務部長 生駒警察署については、現在、設計を進めているところですが、今後、造成工事等、新庁舎整備等、必要な事業を進めてまいりたいと考えています。現時点でいつまでと約束はできませんが、令和6年をめどに早急な建て替えなどの実現に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えています。

○佐藤副委員長 前後するという前提で、令和6年という数字が上げられましたが、簡単にそう言われると、今回、気になる点がございまして、生駒警察署が、先ほどご説明いただいた警察施設地震防災対策推進事業から外れている点です。移転するまでには数年かかり、今から言えば5年後という目標です。奈良県下、警察施設の中で最も古い生駒警察署ですから、当然地震に弱い。では、移転までの期間はどのようなのでしょうか。

以前、高校再編の関係で奈良高校のI s値不足のときも議論になりましたが、耐震性に問題があると分かっている施設を利用するのは、いかがなものかという議論が起こってきたと思います。現時点で、生駒警察署の対策としては、そのまま5年間何もせずにいる予定ですか。

○**雨宮警務部長** 生駒警察署については、現在、現庁舎の移転建て替えに向けて作業を進めていますが、それまでの期間、現庁舎を使用することとなりますので、現庁舎応急耐震補強工事を今年度、完了に向けて作業を進めているところです。

具体的には、耐震診断の内容を分析して、建物の中で地震の揺れに特に弱い箇所についての補強工事を行うものです。分析の結果、1階の柱や、1階・2階の壁について補強を行い、3階のはりや壁については、鉄骨等を入れて支える必要があると考えています。耐震工事を行う際の警察署の耐震基準はI s値0.75以上ですが、今回は安全確保の補強としてI s値0.6を目標に耐震設計を行い、業務を継続しながら補強工事を進めたいと考えています。

○**佐藤副委員長** ぜひ、利用者に対しての周知徹底もお願いします。

最後に、今まで話を進めている中で、喫煙所の話を少しさせていただきました。県保有施設において見えないように配慮したり、受動喫煙を防止する目的を持って約50か所に喫煙所を設けているのですが、警察施設の喫煙所の状況については、何か対策を取られていますか。

○**雨宮警務部長** 警察施設におきましては、喫煙所を設けていません。執務時間中については、禁煙を指導しています。

○**佐藤副委員長** 禁煙を指導というのも一つの手かもしれませんが、実際としてはかなりストレスがかかったりすると思っています。警察署は、警察施設の中では免許センターに次ぐぐらい、一般の方の出入りがあると思います。当然、入り口で吸っていることはあまりないと思うのですが、裏手などで吸っておられるので、対策を講じられたらどうですか。昨日、医療担当部署から、それは、うちの管轄ではないとかわされたのですが、ぜひ横の連携を取っていただいて、どういうことをやるか話をさせていただきたいと思っています。そういったところを踏まえて、奈良県の受動喫煙対策は一つの完成を見ていると思うのですが、担当部署が違うからといって、片ややった、片や全くやっていない、というような差異があるのを是正していくべきだと思います。その点については、いかがお考えですか。

○**雨宮警務部長** 警察職員の喫煙につきましては、基本的に警察署に喫煙所はございませんので、喫煙を禁止しているところです。また、本部庁舎については、警察独自の喫煙所はございません。県有の喫煙所はございますが、ほかの警察署職員に禁煙を指導している以上、本部職員も含めて、警察職員に対しては一律に禁煙を指導しているところです。

県庁との連携ということですが、こちらから県庁職員に対しても喫煙するなというものではございませんので、それについては連携していないところです。

○**佐藤副委員長** そんなに難しい話ではなくて、県保有施設で、わざわざロゴマークなどを作って仕様を統一しているので、どうせやるならそういったものも参考に、県民や職員から見て分かりやすくすれば、ここに来たら自分が吸うことによって周りに迷惑をかけてしまう、というような背徳感といったものもなくなるかと思います。喫煙者をゼロにせよ、という指導はいかがなものかと思います。まずはしっかりと場所を明示して、それから受動喫煙対策、そこから段階的に、いろいろな複合的な理由が出てくると思うのです。

そういうところを添えさせていただいて、私の質疑とさせていただきます。

○**小泉委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって水資源・森林・景観環境部、食と農の振興部及び警察本部の審査を終わります。

ただいまの質問の中で、総括でなされる方はおられますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないですか。それでは、午後2時10分から観光局、水道局の審査を行いますので、よろしくをお願いします。

それでは、休憩します。

13:52分 休憩